

第6回 刑事弁護の担い手としての取り組み—北千住パブリック後編—公設事務所運営特別委員会委員
弁護士法人北千住パブリック法律事務所 酒田 芳人 (64 期)

1 はじめに

北千住パブリック（北パブ）は、耳目を集める重大刑事事件ばかりを受任している訳でもなければ、刑事弁護の最先端を担う華々しいスター弁護士を擁している訳でもない。しかし、事務所設立以来、地道な刑事弁護の実践の中で着実に実績を上げると共に、今後の刑事弁護を担う若手弁護士を数多く養成し、広く日本中に送り出してきたという自負がある。前回（第5回「次世代の刑事弁護を見据えて」）の記事では、刑事弁護を中心とした北パブでの新人採用・新人養成の現状についてご紹介した。今回は、刑事弁護を中心として北パブでどのような実践を行っているか、ご紹介する。

2 北パブのメンバー構成及び対外的な活動状況

若手弁護士の養成事務所であるという性質から、人材の入れ替わりが比較的多い事務所であるが、弁護士数は概ね20名程度で推移しており、40期代から60期代中盤の中堅弁護士が約半数、60期代後半から70期代の若手弁護士が約半数という構成である。

ほとんどの弁護士が刑事弁護委員会及び同委員会の部会（日弁連や東京三会の委員会を含む）に所属しており、刑事弁護にまつわる弁護士会での議論や活動に参加している。

また、若手弁護士を中心に、多くの弁護士が刑事弁護フォーラム（2005年に設立された刑事弁護の質を高めるための取り組みを行う全国組織の任意団体）の事務局メンバーとして参加し、種々の研修のバックアップや研究を行っている。

3 所内における刑事事件への取り組み

(1) 受任事件に占める刑事事件の割合

北パブは、足立区を中心とした東京東部地域にお

ける種々の法的需要に応える観点から、法律扶助の対象となる民事事件やクレサラ事件、役所や地域から持ち込まれた困難事件等にも数多く対応しており、刑事事件だけに取り組んでいる訳ではない。事件数で言えば、刑事事件は事件数全体の約20%ないし25%程度である。ただし、被疑者段階の刑事事件など短期的に集中して時間と労力を割く必要のある事件、裁判員裁判を中心とした公判準備に労力を要する事件などが多くあることから、日々の実感としては、事件数以上に多くの割合の労力や時間が割かれていると感じている。

(2) 被疑者弁護

弁護士によってばらつきがあるものの、弁護士1人あたり常時1～3件の被疑者弁護事件を受任していることが多い。事務所の性質上、私選事件と比べて国選事件の割合がかなり多く、裁判員裁判対象事件等の名簿（S名簿）や裁判員非対象事件等の名簿（B名簿）だけでなく、障害者刑事弁護の名簿（SH名簿）についても多くの弁護士が名簿登録していることから、連日所内のいずれかの弁護士が被疑者国選事件を受任している状況である。

(3) 公判弁護

被疑者国選弁護事件のうち一定割合の事件が起訴されること、起訴された事件は被疑者事件と比べて終結まで時間が掛かること等から、多くの弁護士は常時3～10件程度の公判弁護事件を受任している。また、ほとんどの弁護士は裁判員裁判対象事件等の名簿（S名簿）に登録しているところ、同名簿に基づいて一審が裁判員裁判であった事件の控訴審・上告審事件も配点されることから、一審段階での分厚い公判記録と、一審弁護人から引き継いだ膨大な開示証拠を元に、上訴審の弁護活動も行っている。

(4) いわゆる「特案事件」への対応

裁判員裁判が導入された時期以降、国選事件を中

心とした刑事弁護の担い手が増えつつあることから、国選事件の担い手不足は既に解消されているとの声もある。しかし、国選事件の中でも、弁護人や裁判所との間でトラブルを生じていた等の従前の経過から、引き受け手を見つけることが困難な事件も一定数存在する。そのような事件は、刑事弁護委員会に所属する弁護士を中心に受任候補者が募られることになるが、引き取り手が見つからない場合には、北パブに対して受任候補者の有無が照会されるケースもしばしば見られる。北パブ内では、このような事件に対応するための「特案名簿」を内部的に作成しており、弁護士会からの打診があった場合には順番に割り当てをして事件を引き受けることとしている。

(5) 所外の弁護士への協力

刑事弁護委員会に所属している弁護士が多いこともあり、何人かの弁護士は新人弁護士を対象としたゼミ研修の講師も務めており、ゼミ生から直接事件の相談を受けることがある。また、刑事弁護をあまり手掛けていない事務所から否認事件の依頼者に北パブをご紹介いただいたり、あるいは裁判員裁判対象事件・非対象事件を問わず共同受任をご依頼いただくこともある。いずれの場合であっても、北パブの培った経験を会員に還元する機会と考え、積極的に対応している。

4 研修講師

個々の刑事事件に取り組む以外に、多くの弁護士が研修等の講師や補助として関与している。弁護士によってばらつきはあるものの、弁護士会や刑事弁護フォーラムの主催する研修の講師として講演を行ったり、これらの研修の補助（特に法廷弁護技術研修など）を行ったりしている。また、北パブでは、ロースクール生が参加するエクスターンシップや司法修習生が参加する選択型修習などを積極的に受け入れていることから、こうした学生や修習生に対する講義、

所内での法廷弁護技術研修については、北パブの若手弁護士が中心となって関与している。

5 「刑務所相談」への対応

刑事弁護とは少し色合いが異なるものの、法テラス東京からの依頼に基づき、法テラスでは対応することのできない刑務所や拘置所などからの相談依頼にも対応している。相談内容は、相談者が現在当事者となっている刑事弁護に関するものだけでなく、留置施設内でのトラブルや、留置されていることに伴って不便を生じている民事事件に関する相談まで幅広い。北パブ内では、このような相談に対応するための「刑務所相談名簿」を内部的に作成しており、法テラスからの打診があるたびに順次配点を行い、各弁護士が平均して年1～2回ずつ出張相談に出向いている。

6 おわりに

以上、現在の北パブにおける刑事事件を中心とした取り組みの実態の一端をお伝えした。受任しているのは必ずしも大きな刑事事件ばかりではないものの、中堅・若手を通じた各弁護士の熱心な取り組みの甲斐もあってか、2016年から2021年の5年間だけで計13件の無罪事件を獲得している（当然、これ以前・以後の時期にも複数の無罪事件がある）。しかし、北パブが事務所の誇りとしているのは、無罪事件の件数ではなく、数多くある日々の事件の中で1件1件の刑事事件をおろそかにせず地道な活動に取り組むこと、そして、そうした技術や姿勢を次の世代に引き継ぎ全国に広めていくための礎となることである。今も全国で活躍している北パブのOB・OGに支えられつつ、設立以来の北パブを支援していただいた全ての東弁の会員に対し、少しでも成果を還元すべく、今後もさらに北パブの取り組みを進めていきたいと考えている。